

2023年度 単位互換履修生募集ガイド



環びわ湖大学・地域コンソーシアム

<https://www.kanbiwa.jp/>

《「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」単位互換制度について》

環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度とは、滋賀県内にある13の大学や短期大学の科目を履修し、それを所属大学・短期大学の単位として認定する制度です。

滋賀県特有の内容をテーマにした科目や、各大学・短期大学で特徴的な科目などが受講できます。2023年度は67科目が提供されます。

所属大学・短期大学の定める範囲において、受講料無料で(ただし、科目により所定の実習費が必要な場合があります。)単位互換科目を受講することができます。受講を希望する学生は、出願票(2023年度「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」単位互換履修生出願票)を担当窓口へ提出、又は所属大学等指定のWebページから出願してください。

なお、どの科目を合計何科目・何単位まで受講できるかは、所属する大学・短期大学によって取り扱いが異なります。事前に所属大学・短期大学に確認してください。

《 出願手続き・方法について 》

1. 出願資格

環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度の参加大学・短期大学に在籍する学生(国内交換学生を含む。)は、所属大学・短期大学の許可があれば、誰でも受講資格があります。ただし、滋賀県以外にもキャンパスがある大学・短期大学の場合は、滋賀県のキャンパスに所属する学生のみ受講できます。

また、単位認定可能な科目の種類や単位数の上限は、所属大学・短期大学によって異なります。詳細は所属大学・短期大学で開催されるガイダンスや担当窓口で確認してください。

なお、国内交換学生で、現在所属している大学・短期大学が出願を認めている大学・短期大学は以下の通りです。

所属大学名	在籍大学名
立命館大学	立命館アジア太平洋大学

2. 出願方法

(1)履修計画を立てる(3月末～4月上旬)

募集ガイドや所属大学・短期大学で実施されるガイダンスを参考にしながら、各自で履修計画を立てましょう。

(2) 出願(4月上～中旬)

開講時期にかかわらず、全科目の出願受付を4月上～中旬に行います(期日は所属大学・短期大学により異なります)。

環びわ湖大学・地域コンソーシアムホームページより出願票をダウンロードし、1科目につき1枚記入して、所属大学・短期大学の担当窓口へ提出、又は所属大学等指定のWebページから提出してください。

なお、出願にあたっては、当該科目の履修を安易に放棄することのないよう十分考慮のうえ、出願してください。

また、前期科目、春学期科目は、履修許可発表が授業開始に間に合わない場合がありますので、許可発表までは仮受講をしてください。

＜出願票記入に際しての注意点＞

- ・記入漏れ、記入間違いがないか十分に確認してください。
- ・志望理由は詳しく記入してください。
- ・所属大学・短期大学により、出願期間が異なりますので注意してください。

(3) 許可発表(4月下旬頃)

提出した出願票は科目開設大学・短期大学に送付され、出願者多数の場合は選考を行い(原則として、出願票に各自が記載した「志望理由」をもとに選考します。)、選考結果は所属大学・短期大学を通じて出願者に通知されます。許可発表は4月下旬頃の予定です。所属大学・短期大学の掲示板等で必ず確認してください。

許可発表の後、科目開設大学・短期大学によっては「特別聴講生証」(単位互換履修生証)発行などのために別途手続きを必要とする場合がありますので、科目開設大学・短期大学の指示に従ってください。この手続きを完了していない場合は受講できなくなることもありますので、注意してください。

実習・演習費が別途必要な科目を除いて受講は無料です。実習・演習費が必要な科目については、履修許可通知の後、科目開設大学・短期大学の指示に従って納入してください。

(4) 追加募集(5月下旬頃)、再追加募集(8月下旬頃)

受講機会の拡大のため、夏期集中科目、後期科目、秋学期科目のうち、受講定員に余裕がある科目については、5月下旬頃に追加募集及び8月下旬頃に再追加募集を行います。追加募集の許可発表は6月下旬頃、再追加募集の許可発表は9月中旬頃の予定です。詳しくは所属大学・短期大学の掲示板等で確認してください。

3. 他大学での取り扱い

履修手続きを完了した学生は、科目開設大学・短期大学における「特別聴講生」等(大学によって呼称は異なる。)となります。

履修許可通知を受けた科目につき受講することができ、その科目を受講して試験

に合格すれば、単位の認定を受けることができます。

履修期間中は科目開設大学・短期大学の定める範囲において、図書館などの施設を利用できます。

科目開設大学・短期大学によっては、「特別聴講生証(身分証明書)」(大学によって名称は異なります。)を交付します。その手続きについては許可発表の際に所属大学・短期大学の掲示板等でお知らせしますので、必ず確認してください。また、これらの大学では、「特別聴講生証(身分証明書)」を携帯していないと学内に入構できない場合もありますので、授業に出席の際は必ず携行してください。

4. 休講・補講・教室変更の連絡

単位互換科目の休講等の連絡は、原則として科目開設大学・短期大学から皆さんが所属している大学・短期大学へ通知します。所属大学・短期大学の通知方法をあらかじめ確認してください。

5. 卒業年次の方へ

4年生など卒業年次の方は、以下の点に十分注意した上で出願してください。

- (1) 出願する科目が、所属大学・短期大学で卒業必要単位となるかどうか。
- (2) 9月卒業予定者は、出願する科目の成績処理日程および所属大学の単位認定時期が前期中かどうか。
- (3) 所属大学・短期大学で卒業必要単位を履修登録してください。

6. 障害学生へのアシスト

ノートテイカーなどが必要な場合は、所属大学・短期大学の担当窓口へご相談ください。

7. 環びわ湖大学・地域コンソーシアム(単位互換) ホームページ

<https://www.kanbiwa.jp/> ⇒ コンソーシアムの事業 ⇒ 単位互換事業をクリック

この件に関するお問い合わせは、
各大学の教務担当係まで。